

高山市立枋尾小学校いじめ防止基本方針

令和6年5月改定

はじめに

高山市では、平成18年11月20日に児童代表や生徒会が中心となって「ストップ!いじめ宣言」が採択され、学校としても児童の内発的喚起を促しながら、いじめ問題に立ち向かってきた経緯がある。本校においても児童および学校職員、地域の方々のいじめ撲滅への願いは強く、「いじめは絶対に許さない」という思いを一つにしている。いじめは「いつ、誰にでも起こり得ること」という意識をもち、広い視野でいじめと向き合い、いじめから逃げずに日々の教育活動を行っている。

ここに定める「枋尾小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

【いじめ防止対策推進法:第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

(3) 学校としての構え

教育活動全体を通じて、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、どの子にも徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、どの子も大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への迅速な対応を行い、児童を守る。
- ・「チーム学校」として組織的な指導体制により適切に対応する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して観察し、折に触れて必要な指導を行い、本人と保護者と連携を図りながら見届ける。

2 いじめの未然防止のための取組（居場所づくりの取組）

(1) あいさつでつながる心の育成（自分から相手と目をつないで相手に届く声であいさつ）

・本校では、児童相互の「つながる心」を大切に、相手と目をつないで自分から相手に届く声で挨拶することを学校文化として定着させることをめざしている。あいさつで目と心をつなげ、安心して自分を出せる基盤作りと望ましい人間関係づくりに継続して取り組むとともに、主体的な人との関わりの大切さを意識させていく。

(2) 目をつないで聴く姿勢づくり

・相手を尊重する基本姿勢は「聴く」ことである。話す人と目をつないで聴く姿勢を大切に、授業中はもとより、全校集会・通学班集会・たてわり活動等、あらゆる場で指導の徹底を図り、相手を大切にする心の育成に継続的に取り組む。

(3) 魅力ある学級・学校づくり(居場所・規範意識・主体性・自治力等を育成する指導 等)

- ・すべての教育活動全体を通じて、どの子どもも安心して仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係を築くことができるよう、「よさ」や「がんばり」だけでなく、「ちがひ」や「苦手さ」も受け止め、どの子どもも「居場所」となりうる学級経営・教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動・児童会活動等でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教職員、児童ともに「〇〇さん」と呼びあうことを徹底し、人権意識を高める。
- ・全教職員が教育活動全体を通じて、自他の生命の尊重や心の成長を支える教育相談に努める。

(4) 「わかる・できる授業」の推進

- ・全ての児童が、主体的に取り組み、対話を通して考えを深める協働的な学習の中で、「わかった、できた」という達成感が味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・「わからない」「できない」という児童を大切に授業を心がける。
- ・挙手している児童のみならず、発信することが苦手な児童への支援を通して多様な思考を捉えながら授業を進める。
- ・どの子どもにもねらいとする活動が保障されるようきめ細かく配慮する。

(5) 生命や人権を大切にする指導(豊かな心の育成)

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、どの子どもにも命(自然)を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識、が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

(6) 全ての教育活動を通じた指導(自己指導能力の育成)

- ・教育活動全体を通じて、以下の4点の視点を持って指導に当たる
 - ①自己存在感の感受
 - ②共感的な人間関係の育成
 - ③自己決定の場の提供
 - ④安心・安全な風土の育成

(7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、児童会が計画・運営する児童間の話し合いや、学級活動など自治的な活動を充実する。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、チェックシートの活用、日記、定期的なアンケート(記名式・無記名式)の実施等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・いじめアンケートを行い、子どものいじめに対する意識を向上させ、いじめを直視し、解決していく姿勢をつくる。
- ・年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」(「4 いじめ未然防止・対策委員会の設置」参照)で学校の状況等を確認し、対策を検討する。
- ・全職員が、些細なサインも見逃さず、情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高める。
- ・スクールカウンセラーや保健相談員の役割を明確にし、組織としての体制を整える。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、日頃から児童理解に努め、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に、教育相談を進める。年3回の生活アンケートと個人教育相談を位置づけ、子どもたちの内面の思いに寄り添う。
- ・どの子にも、スマイルサポーターを位置づけ、複数の目で一人一人の児童の心に寄り添う。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談コーディネーターを中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。
- ・児童理解研を定期的に行い、職員の共通理解の場とする。

(3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や必要に応じて研修主事と連携し、適宜研修を行う。各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際にも、再発防止策の検討やその事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめる側、いじめられる側ともに保護者への報告を行い、いじめられた児童を徹底的に守ることを基本に、保護者と指導の方向を共通理解する。その指導の中で、いじめた児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめられた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめた児童が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築く。

(5) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、日頃から市教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校運営協議会委員、保護者代表等とのネットワークを大切にし、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

いじめ防止対策推進法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、教務、生徒指導主事、担任、教育相談主任、教育相談コーディネーター、養護教諭

学校職員以外：保護者代表（PTA 代表）、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

(いじめ未然防止プログラム)

月	取組内容	地域・保護者・その他
4	・職員研修の確実な実施と徹底。 「いじめ防止基本方針」(以下「方針」)を全職員で確認する。 - 前年度までのいじめの容態と対応等の共有(児童理解研) - 高山市いじめ問題対策協議会における取り組みを全職員で共有。 ・スマイルポストを設置し、いつでも誰でも気軽に相談できる体制を示す。 ・「〇〇さん」と呼ぶ活動の継続	・PTA総会での説明 ・北稜校区学校運営協議会での説明等 ・学級懇談会
	いじめ問題事案発生時は経緯や対応など職員間の共有を終礼等で随時行う	
5	・特別な教科道徳の授業においていじめに関わる内容項目で授業の実施 ・前期スマイルサポーターの説明とアンケートの実施 ・生活アンケートの実施① ・QUアンケート実施	・三者懇談 (なりたい自分宣言 含む)
6	・いじめ未然防止に向けた全校集会・学年集会 (児童会主催によるいじめ未然防止の取組について) ・児童向けネットいじめ研修① ・教育相談週間の実施 ・スマイルサポーターカードの配布	・地区懇談
	アンケートを取った後はいじめ対策委員会で内容を確認し、必要に応じて懇談を行う	
7	・第1回「教職員取組評価(学校評価)アンケート」(対策等の見直し) ・前期スマイルサポーターとの懇談 ・職員会(いじめ防止対策の取組の振り返り 夏季休業中の指導について) ・児童向けネットいじめ研修② ・QU検査結果の検討会(分析と指導・SCとの連携)	・第1回県いじめ調査 ・学級懇談会
8	・職員研修会(ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会) ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施(これまで取組の評価)	夏季休業中の指導
9	・高山市いじめ問題対策協議会での中間研究を全職員で共有	・北稜校区学校運営協議会
10	・生活アンケートの実施② ・後期スマイルサポーターアンケート ・スマイルサポーターカードの配布	
11	・教育相談週間の実施 ・「ひびきあいの集会」に向けた取組(全校でのいじめ未然防止対策の取組) ・児童向けネットいじめ研修③ ・QUアンケート実施	
12	・「ひびきあい集会」(仲間を大切にする学級の取り組み発表) ・第2回「教職員の取組評価(学校評価)アンケート」(次年度に向けて) ・職員会(いじめ防止対策の取組の振り返り 冬季休業中の指導について) ・後期スマイルサポーターとの懇談	冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査 三者懇談 (なりたい自分 振り返り 次年度)
1	・QU検査結果の検討会(分析と指導) ・生活アンケートの実施③ ・「命を大切にする集会」で、自他の命について考える場をつくる。	・北稜校区学校運営協議会
2	・第2回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施(外部専門家も含む。本年度のまとめ及び来年度の計画立案) ・教職員による次年度の取組計画	
3	・第3回「教職員の取組評価アンケート」(1年間の評価) ・学校だより等による次年度の取組等の説明	第3回県いじめ調査 (国の調査を兼ねる) 次年度への引き継ぎ

6 いじめ問題発生時の対応 詳細は別紙参照

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
- ・保護者との連携を基盤に、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意する。
- ・二次被害や再発防止に向けた中・長期的な見届け、取組を行う。

【主な対応】 注）番号は対応順序ではない。適宜関係機関と連絡調整する。

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 生徒指導主事、管理職等へのすみやかな報告
- ③ 学校（組織）としての対応の方針と手順、役割分担を決定
- ④ 事実関係の丁寧で確実な把握
（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ⑤ いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じてSC、子ども相談センター等と連携する）
- ⑥ いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑦ 保護者への報告と指導についての協力依頼
（いじめた側の児童生徒及び保護者への謝罪を含む）
- ⑧ 関係機関との連携（市教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携）
※いじめと認知した事案についてはすべて市教育委員会に報告する。
- ⑨ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との情報共有）
- ⑩ 3ヶ月以上経過観察を行い、良好な関係を築いていることを見届け、本人や保護者に確認していじめ事案の解消とする。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間（目安 年間30日）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

【主な対応】

- ・市教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、市教育委員会の指導の下に、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、市教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報、子ども相談センターに相談し、適切な助言や支援を求める。

(3)指導の重点

- ・事実の確認が完了してから、教育的指導に入る。いじめ等の問題行動を起こす児童は、「何らかの寂しさ」（家庭環境・成育歴・学力不振・友達関係）が背景にあると考えられるので、「どうして、〇〇さんをいじめたのか。」その背景に寄り添って考える。
- ・指導の方針を加害者・被害者の保護者に伝えて、理解を得てから指導にあたる。
- ・指導後、継続的にその児童のがんばりや成長の事実を保護者に伝える。
- ・保護者と話をするときは、家庭訪問、保護者来校などで、できるだけ直接顔を見て話をする。（職員は複数で面談する）

7 学校評価における留意事項

・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見の取組に関すること
- ② いじめの未然防止するための取組に関すること
- ③ いじめの再発防止のための取組に関すること

8 個人アンケート

○ 個人調査（アンケート等）について

- ・アンケート実施後は速やかに回収し、心配事や悩みを書いている子については、すぐに個別懇談を行う。その内容は、教育相談主任、生徒指導主事に報告する。いじめの兆候だと考えられる事案については、すべて管理職へ報告し、今後の指導方針を、いじめ対策委員会で決定する。
- ・アンケート調査等が資料として重要となることから、いじめ問題等について心配事や悩み事について書かれているものは5年間保存する。